

議案第 55 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

整理 番号	路 線 名	旧新別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	21 号線	旧	幸手市大字高須賀 444－1 地先から	
			幸手市大字高須賀 508 地先まで	
		新	幸手市大字高須賀 444－1 地先から	
			幸手市大字高須賀 477－3 地先まで	
2	1006 号線	旧	幸手市大字外国府間 428－8 地先から	
			幸手市大字外国府間 431－2 地先まで	
		新	幸手市大字外国府間 428－8 地先から	
			幸手市大字外国府間 431－2 地先まで	
3	1279 号線	旧	幸手市大字権現堂 131 地先から	
			幸手市大字権現堂 116 地先まで	
		新	幸手市大字権現堂 124 地先から	
			幸手市大字権現堂 116－4 地先まで	
4	1311 号線	旧	幸手市大字上吉羽 1051 地先から	
			幸手市大字上吉羽 1001 地先まで	
		新	幸手市大字上吉羽 1051 地先から	
			幸手市大字上吉羽 1006 地先まで	
5	1316 号線	旧	幸手市大字上吉羽 1123 地先から	
			幸手市大字神明内 259 地先まで	
		新	幸手市大字上吉羽 1123 地先から	
			幸手市大字神明内 243 地先まで	

6	1 4 8 5 号線	旧	幸手市大字木立 1 3 0 6 － 4 地先から	
			幸手市大字木立 1 3 0 8 地先まで	
		新	幸手市大字木立 1 3 0 6 － 4 地先から	
			幸手市大字木立 1 3 0 7 地先まで	
7	1 5 7 3 号線	旧	幸手市大字神扇 1 5 3 6 － 1 地先から	
			幸手市大字神扇 1 5 3 9 － 1 地先まで	
		新	幸手市大字神扇 1 5 3 6 － 1 地先から	
			幸手市大字神扇 1 5 3 8 － 1 0 地先まで	
8	1 7 5 0 号線	旧	幸手市大字戸島 9 地先から	
			幸手市大字戸島 1 2 0 1 － 2 地先まで	
		新	幸手市大字戸島 2 0 2 － 1 地先から	
			幸手市大字戸島 1 2 0 1 － 2 地先まで	

令和 8 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

道路形態がない一部区間を廃止する路線、一部未認定であった路線、水路敷を認定していた路線、私有地を認定していた路線、開発行為により道路形態が変わった路線及び県河川管理用通路の一部を認定していた路線について起点、終点を変更するため、この案を提出するものである。